

大阪市告示第856号

大阪市社会福祉研修・情報センター条例（平成14年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和6年6月19日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（企画グループ）

電話 06-6208-7958

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市社会福祉研修・情報センター（以下「センター」という。）

所在地 大阪市西成区出城2丁目5番20号

(2) 業務の範囲

ア 福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する業務

イ 社会福祉に関する普及啓発・情報提供

ウ 社会福祉に関する調査研究

エ 貸室業務

オ 施設の総合管理

カ 建物及び附属設備の維持保全業務

キ その他の業務

ク 自主事業

(3) 管理の基準

ア 管理運営の基本方針

センターは、福祉・介護人材の確保等に係る課題に対応する本市の拠点施設と

して機能するとともに、条例に基づく施設の設置目的に沿って継続的に役割を果たしていくことが求められる。

そのための基本方針は次のとおりである。

- ・本市との緊密な協力及び連携のもと、効果的かつ効率的な管理運営を行う。
- ・業務実施に際しては、関係機関・団体等とも連携を図りながら、常に施設の設置目的及び役割を意識し、最大の効果が得られるよう工夫する。
- ・利用者が安全かつ快適に施設を利用することができるよう、適切な管理運営を行うとともに、良好な利用環境を整備する。
- ・施設の効用を最大限に発揮し、利用者数の増大に努める。
- ・利用者の平等なセンター利用を担保する。

イ 開館時間及び休館日

- ・開館時間

月曜日～金曜日 午前9時から午後9時まで

土曜日及び日曜日 午前9時から午後5時まで

- ・休館日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日又は土曜日に当たる場合を除く。）、12月29日から翌年1月3日まで

ウ 開館時間・休館日の変更

設備等の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

なお、施設の魅力向上や利用者へのサービスのため、開館日拡大、開館時間の延長等を実施する場合、開館時間外や休館日に指定管理者による自主事業を実施する場合等を含む。

(4) 指定を行おうとする期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

3 指定の申請をする法人等に必要な資格

(1) 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、複数の法人等を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合、下記(2)及び(3)の要件に該当すること。個人での申請はできない。

①条例第18条の規定に該当していないこと

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当していないこと

③大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

⑤指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

⑥経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成 14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）

⑦法人税、本市の法人市民税（本市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市民税（東京都の場合は法人都民税））、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

⑧施設の管理運営に必要な資格等を有していること

(2) 連合体に関する要件

①連合体は 2 以上の法人等で自主結成すること

②連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成員として扱うこと

③連合体の構成員間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、本市との調整窓口として責任を持つこと

④連合体として前記(1)⑧の要件を満たすこと

⑤申請書類提出後、代表法人等及び構成員の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件

①前記(1)①～⑦の要件を満たすこと

②本件募集に関して各構成員は2以上の連合体の構成員となることができない。

また、連合体の構成員になっている場合は、単独法人での申請はできない。

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。なお、次の各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は無効とする。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第19条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和 6 年 6 月 19 日（水）から令和 6 年 8 月 23 日（金）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。また、大阪市のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出

ア 提出方法

申請に必要な書類を添付して持参すること。送付、ファクシミリ等での提出は不可とする。

ただし、5 (3) ウ ①については、電子メールにより提出することもできる。

イ 提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出書類

① 指定管理者指定申請書

② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類

③ 指定管理者指定申請にかかる誓約書

④ 法人等の概要

⑤ 指定管理者申請団体役員名簿

⑥ 役員の履歴書

⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

⑧ 法人の登記事項証明書

⑨貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し

⑩事業報告書

⑪法人等の事業計画書及び収支予算書

⑫障がい者雇用状況報告書の写し

⑬障がい者雇入れ計画書

⑭大阪市社会福祉研修・情報センターの管理運営に関する事業計画書

⑮大阪市社会福祉研修・情報センターの管理運営に関する収支計画書及び収支
計画積算明細

⑯法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

⑰法人税等の申告書の写し

⑱大阪市の法人市民税の納税証明書

⑲法人等の沿革や事業内容がわかるもの

⑳選定結果通知用封筒一式

㉑法人等の印鑑証明書

エ 提出期間

令和6年7月25日（木）から令和6年8月23日（金）の午前9時から正午まで
及び午後1時から午後5時まで

(4) 現地見学会

ア 日時 令和6年7月8日（月）午前予定

開始時刻については、参加を希望する法人等に追って連絡する。

イ 場所 大阪市社会福祉研修・情報センター

ウ 所在地 大阪市西成区出城2丁目5番20号

エ 参加申込 参加を希望する法人等は、募集要項添付の所定の様式により、電
子メールで令和6年6月25日（火）までに担当（上記1に同じ）あ
てに申し込むこと。持参、送付、ファクシミリ等による受付は行わ
ない。

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。
- (3) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。

(福祉局生活福祉部地域福祉課)